

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

	告 示	ペー ジ
○ 平成 2 4 年 9 月北九州市議会定例会の招集【総務企画局総務部総務課】		2 3 2 1
○ 障害者自立支援法による育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】		2 3 2 2
	公 告	
○ 請負契約に係る共同企業体による一般競争入札の公告【契約室契約課】		2 3 2 3
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】		2 3 2 5

北九州市告示第324号

平成24年9月北九州市議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年8月29日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 期日 平成24年9月5日
- 2 場所 北九州市議会議事堂

北九州市告示第325号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次のとおり告示する。

平成24年8月29日

北九州市長 北 橋 健 治

調剤（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
サンキュード ラッグめかり 薬局	北九州市門司区旧門司一丁目11番8号	閉局のため	平成24年6月 30日

北九州市公告第601号

共同企業体による一般競争入札により、旧戸畑区役所庁舎図書館活用耐震改修工事の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年8月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	旧戸畑区役所庁舎図書館活用耐震改修工事		
	工事場所	北九州市戸畑区新池一丁目1番1号		
	工事内容	旧戸畑区役所庁舎図書館活用耐震改修工事一式		
	工期	契約締結の日から平成25年12月2日まで		
	予定価格	5億6,616万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）		
	総合評価方式	適用する。		
	その他	この契約は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第2条の規定により北九州市議会（以下「市議会」という。）の議決に付さなければならない工事の請負契約であるため、落札の決定後、仮契約書により仮契約を締結し、本契約は市議会の可決の日をもって成立するものとする。この入札の落札者は、落札決定の日から北九州市（以下この項において「本市」という。）が指定する日までに、本市と仮契約を締結しなければならない。なお、市議会で否決された場合は、本契約を締結しない。この場合、本市は本契約が成立しないことによる補償は行わない。		
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	共同企業体の構成員の資格	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。	
		登録工種	建築工事	
		等級（注2）	A	
		許可	建築工事業について特定建設業の許可（注3）を受けていること。	
		その他	(1) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 (2) 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。	
	共同企業体の結成基準	結成方式等	自主結成方式とし、構成員の数は2社とする。なお、構成員は、本件工事について結成された他の共同企業体の構成員でないこと。	
		出資比率	各構成員の出資比率は、100分の30以上であること。	
		代表構成員の条件	(1) 平成23・24年度北九州市建設工事競争入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の「建設工事の種類」「020建築一式」の「総合評価値（P）」が1,300点以上であり、構成員中最大であること。 (2) 本店、支店又は営業所が北九州市内にあり、平成24年8月28日までに、北九州市契約室管理課において、事業所の登録手続（注4）を完了していること。 (3) 平成4年4月1日以降に受注し、かつ、平成24年3月31日までにしゅん工した、延床面積1,000平方メートル以上の建築物（当初の建築が昭和25年5月23日以前にしゅん工した建築物に限る。）の大規模改修工事又は耐震改修工事について、単体又は共同企業体の代表者として施工した実績があること。 (4) 出資比率が構成員中最大であること。 (5) 本件建築工事に係る監理技術者（注5）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
		代表構成員以外の構成員の条件	(1) 本店又は主たる営業所（注6）が北九州市内にあること。 (2) 平成14年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）発注分の建築工事について、単体又は共同企業体の構成員としての契約実績又は指名実績（基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。）があること。 (3) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格3億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事を単体又は共同企業体の構成員として施工中又は仮契約中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した建築工事の優良業者であるとき。 イ 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあっては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項（上下水道局が発注した工事にあっては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあっては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 (4) 本市が発注した予定価格3億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事で平成24年8月27日から同年10月23日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。 (5) 本件建築工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）又は主任技術者（注7）（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課	
期間		この公告の日から平成24年10月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで		

4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成24年9月18日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	(1) 平成24年10月4日及び同月5日 午前9時から午後7時まで (2) 平成24年10月9日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成24年10月23日 午前9時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。	
注1	北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。	
注2	建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。	
注3	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可をいう。	
注4	北九州市建設工事入札参加資格審査申請要領又は北九州市建設工事入札参加資格審査申請随時受付申請要領に基づく登録手続をいう。	
注5	建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。	
注6	建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。	
注7	建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。	

北九州市公告第602号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成24年8月29日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区茶屋の原二丁目996番1及び996番3から996番6まで	北九州市八幡東区大蔵一丁目9番2号 竹内孝恭 福岡県直方市大字山部684番地25 宮本和男